

東京都公立高等学校PTA連合会
単位PTA会長 各位
運営委員会構成員 各位

東京都公立高等学校PTA連合会
選挙管理委員会
委員長 岡本 剛
(公印省略)

平成30年度会長選挙 告 示

東京都公立高等学校PTA連合会（以下「都高P連」と称す）会則第8条に定める会長任期満了にと
もない、都高P連会則第6条、都高P連施行細則（平成25年2月21日改正、同年2月22日施行）第3条及
び選挙に関する規程に基づき、下記の選挙を実施します。

記

1. 選挙の種別並びに定員

会 長 1名

2. 投票日

■投票日時 平成30年3月3日（土）

・受付 13:30～ ・投票場閉鎖 15:45～ ・投票時間 15:45～16:00

■投票会場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 1階101号室

3. 告示日・選挙書類送達 平成30年1月27日（土）

◆立候補届出・受付期間：

平成30年2月3日（土）10時～平成30年2月10日（土）11時（都高P連事務所着）

◆立候補者所信表明等公報発送： 平成30年2月17日（土）

4. 立候補者の資格ならびに立候補手続き

(1) 立候補者の資格は会則第6条及び施行細則第3条及び「選挙に関する規程(以下、規程)」第7条
の定めるところによる。〔規程第7条：立候補資格は当該年度加盟の単位PTA会長および単位
PTA会長退任年度を含めて3年以内の者（当該年度本会加盟校に限る、ただし閉校または閉課
程校についてはこの限りでない）とする。〕

※ 単位PTA会長退任年度を含めて3年以内の者へのお知らせは、規程第6条に基づき、各
単位PTAにて行ってください。

(2) 立候補の届出は立候補する者が立候補届出書（付録様式第1号）に必要事項を記入。
所信表明書（付録様式第2号）には単身名刺型写真を貼付。さらに推薦人が明記された選挙推
薦書（付録様式第3号）を添えて、付録様式第1号～第3号の3通を受付期間終了までに選挙
管理委員会に郵送、またはメール便、持参等により提出すること（規程第7条2項及び3項）

※ なお、封筒の表には選挙管理委員会宛と明記し、平成30年2月17日（土）11時までに
都高P連事務所《必着》としてください。

(3) 立候補者が複数に満たない場合は、立候補者の追加募集をホームページ等にて告知します。

(4) 会長の立候補に際しては、3名以上5名以下の推薦人を必要とする。推薦人は第9条に定めら
れた選挙権者でなければならず、重複して他の立候補者の推薦人になることはできない。

以上

会長選挙での推薦人について & 関係書類について

選挙管理委員会

委員長：岡本 剛

平成30年度会長選挙での立候補者には、**推薦人**（3名以上～5名以下）ならびに「選挙推薦書」が必要となりますのでご注意ください。

注意事項

- ・ 推薦人3名未満は無効となります。
- ・ 推薦人の欄は自署でなくても構いません。
- ・ 推薦人の地区には制約はありません。
- ・ 推薦文は必ずご記載下さい
- ・ 3月初旬発送の公示書類一式の中に提出推薦書のコピーを同封させていただきます。
- ・ 選挙当日、推薦人（番号に○を付けてある方）には応援演説をして頂きます。

平成30年度会長選挙の候補者届出には、以下3種類の書面の

ご記入・ご提出が必要です。

- 【付録様式第1号】 立候補届出書
- 【付録様式第2号】 立候補者所信表明書
- 【付録様式第3号】 選挙推薦書

上記3種類の書面は、都高PのHPからダウンロードしていただくか、各地区長に送付してあるものをご使用の上、都高P連事務局「選挙管理委員会」までご送付または、ご持参をお願いします。

平成30年2月10日11時をもちまして届出締め切りとなります。

以上

選挙に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、東京都公立高等学校PTA連合会（以下、本会という）施行細則第13条に基づき、会長選挙に関する選挙管理委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(実務)

第2条 選挙管理委員会は次の実務を行う。

1. 選挙の告示および再告示
2. 立候補届出書および所信表明書の受付、資格審査、追加募集
3. 選挙資料および選挙公報の送付
4. 投票および開票実務
5. 選挙資料の開示、選挙の異議申し立ての受付
6. 選挙の確定と選挙結果の開示発表
7. その他、選挙管理に必要な事項

(構成)

第3条 選挙管理委員会は、各地区の単位PTA会長から1名ずつ選出された選挙管理委員によって構成する。

2. 会長選挙の立候補者、副会長、地区長、理事、評議員および監事は選挙管理委員会の構成員にはなれない。

(任期)

第4条 選挙管理委員の任期は、原則として当該年度定期総会より次年度定期総会までとする。ただし補充された選挙管理委員の任期は前任者の残りの期間とする。また、再任は妨げない。

(委員長等の選任)

第5条 選挙管理委員会は、委員の互選により委員長、副委員長、書記および会計各1名を選出する。

(選挙の告示)

第6条 会長選挙は全地区より立候補者を募り、全体より会長1名を選出する。

2. 会長選挙はその選挙日の少なくとも5週間前に、選挙の日時、場所、立候補届出期間、その他必要と認めた事項について告示する。告示方法は、本会のホームページおよび当該年度加盟単位PTAを通じて、各単位PTA会長およびPTA会長OBの立候補有資格者に通知するものとする。なお、連絡先不明あるいは不在のため連絡が取れない場合はこの限りでない。

(立候補資格および届出)

第7条 立候補資格は当該年度加盟の単位PTA会長および単位PTA会長退任年度を含めて3年以内の者（当該年度本会加盟校に限る、ただし閉校または閉課程校についてはこの限りでない）とする。

2. 会長の立候補に際しては、3名以上5名以下の推薦人を必要とする。推薦人は第9条に定められた選挙権者でなければならず、重複して他の立候補者の推薦人になることはできない。

3. 会長に立候補する者は、受付期間の終了までに立候補届出書に所信表明書および推薦書を添えて選挙管理委員会に郵送またはメール便、持参等により提出する。

(資格審査、受付状況の開示、追加募集)

第8条 選挙管理委員会は立候補の提出書類を確認し資格審査を行い、受領確認証を立候補者に交付する。また、所属地区名、立候補者氏名、審査結果等の受付状況について所定の方法でこれを開示する。

2. 資格審査では第7条を満たしていることを書面にて確認する。
3. 立候補者が複数名に満たない場合は、ホームページ等で少なくとも1週間の追加受付期間を設け追加募集を行うことを通知する。追加の立候補者は第7条第3項によって提出書類を選挙管理委員会に送付する。

(選挙権者)

第9条 会長選挙における選挙権者は、当該年度の加盟単位PTA会長（または代理人）、運営委員会構成員とする。

(立候補者の公示および選挙公報の送付)

第10条 選挙管理委員会は立候補の最終受付締め切り後、第9条の選挙権者当該立候補者に、立候補者の所属地区名、立候補者氏名、経歴、所信表明内容等を書面にて通知する。

(立候補辞退)

第11条 立候補を辞退しようとするときは、その旨を立候補辞退届出書により選挙管理委員会に届出しなければならない。

(立会演説会)

第12条 選挙投票日には立会演説会を開催し、候補者は口頭にて所信表明を行う。

2. 立会演説会では、推薦人による応援演説をすることができる。ただし、立候補者1名につき応援演説者1名までとする。

(投票)

第13条 投票は投票日当日定められた投票所において第9条に規定する選挙権者が無記名によって行う。

2. 島嶼（しょ）地区は前項にかかわらずFAX等により選挙管理委員会宛への期日前投票を行うことができる。
3. 第9条に規定する代理人は、選挙の行われる当該年度の単位PTA会長と同一PTAの会員とし、投票日当日選挙管理委員会に委任状の提出をもって代理人とみなす。

(当選)

第14条 第13条の投票の結果有効投票の過半数を得た者を当選とする。

2. 会長の立候補者が1名の場合、信任投票を行い、過半数をもって当選とする。

(決選投票および当選者の決定)

第15条 有効投票の過半数を得たものがない場合は、上位2名による決選投票を行い、上位の者を当選とする。

2. 決選投票において得票数が同数の場合は選挙管理委員会の定める抽選方法により当選者を決定する。

(再告示)

第16条 立候補者がいない場合、または第14条第2項により会長立候補者が信任されなかった場合は、選挙管理委員会は所定の手続きにより再告示を行う。

(選挙資料の開示と異議申し立て)

第17条 選挙終了後、選挙に関わる資料は本会事務所に開示する。選挙結果に対する当該選挙権者および当該立候補者の異議申し立ては選挙日から7日以内に選挙管理委員会に行う。

2. 異議申し立て内容は、本規程に沿って適正に実施されたかに限るものとし、選挙管理委員会は申し立て受領後、速やかに回答する。

(選挙の確定および結果の開示)

第18条 選挙は第17条の異議申し立て期間の終了日を持って確定し、選挙結果について速やかにこれを開示する。

(不適格事由に伴う取り扱い)

第19条 当選者が選挙確定後の総会における報告までの期間に下記に該当する事由により、職務

遂行が困難または不適切であると選挙管理委員会が判断し、運営委員会がこれを承認した場合、当該投票の次点者をもって当選者とする。

2. 次点者の得票数が有効投票数の5分の1以上を必要とし、これに満たない場合は改めて選挙の告示を行い、所定の手続きにて選挙を行う。

(判断事由例)

- ① 本人の死亡
- ② 本人からの辞退申し出
- ③ 被選資格の喪失
- ④ 長期療養を要する疾病
- ⑤ 刑事罰等を受けた時

付則

本会の会長は、委員長に対して会議に出席を求めることができる。

本規程は、平成10年12月13日より施行する。

平成12年	6月24日	改正	同年	6月25日	施行
平成16年	4月17日	改正	同年	6月20日	施行
平成19年	12月6日	改正	同年	12月7日	施行
平成20年	2月1日	改正	同年	2月2日	施行
平成20年	5月15日	改正	同年	5月16日	施行
平成21年	5月21日	改正	同年	5月22日	施行
平成23年	1月26日	改正	同年	1月26日	施行
平成25年	4月11日	改正	同年	4月12日	施行
平成27年	1月28日	改正	同年	1月29日	施行

【付録様式第1号】

立候補届出書

東京都公立高等学校PTA連合会
選挙管理委員会委員長 殿

私は、平成30年度東京都公立高等学校PTA連合会

会 長

選挙に立

候補するので届けます。

立候補者氏名	(フリガナ)
住 所	〒
電 話 番 号	
生 年 月 日	昭和 年 月 日 (男・女)
所 属 地 区	地区

※ 立候補者の会員経歴(単位PTA・地区・都高P連の主な役職名等)

年 度	役 職 名
平成 年度	東京都立 PTA会長
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	

※立候補に必要な添付書類

- ①【付録様式第1号】立候補届出書1通
- ②【付録様式第2号】所信表明書(单身名刺型写真貼付)1通
- ①【付録様式第3号】選挙推薦書1通

